

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

1 東広島市の自然条件

(地勢・立地)

東広島市は、広島県のほぼ中央部に位置し、県内各方面からのアクセスが良好な立地条件にある。周囲を低い山々に囲まれた標高200～400mの盆地状の地形が大部分を占め、面積は、635,16km²で広島県の約7.5%を占めている。

東広島商工会議所の所管地区は、西条町、八本松町、志和町、高屋町の旧市内で、市中央部から南部にかけてある程度のまとまりを持った平坦地が広がっている。

(地質)

地質は、大半が中世層からなり、花崗岩類が広く分布している。花崗岩類は、他の岩石に比べて一般に風化、浸食されやすいため、砂質土壌の分布が多くなっている。

このため、雨水の貯蓄作用が乏しく、大雨時には土砂崩れが発生しやすくなっている。

(気候)

気候は、瀬戸内海気候型に属し、温暖であり、平成22(2010)年から令和元(2019)年までの10年間における年間平均気温は13.9°C、年間平均降水量は1518.9mmとなっている。

(河川)

当会議所管内では、主に、1級河川太田川水系の関川が志和町を、2級河川では、黒瀬川水系の黒瀬川が西条町を、沼田川水系の入野川が高屋町を、それぞれ流れている。

このほかにも多くの河川が管内を流れており、これらは、貴重な水源となるとともに、大雨時には洪水が懸念されている。

2 地域の災害リスク

(1) 自然災害

(洪水)

広島県が、市内河川の洪水浸水想定区域(概ね1000年に1回起こる大雨が降り、堤防が決壊して氾濫した場合の浸水想定)を指定しており、当会議所管内における主な浸水区域として、黒瀬川流域では、八本松町米満地区、西条町寺家地区、御菌宇地区、入野川流域では、高屋町宮領地区、中島地区、小谷地区などが指定されている。

平成30年7月豪雨災害においては、西高屋駅前周辺、西志和小学校周辺、八本松町飯田周辺の事業所で浸水被害があった。

(土砂災害)

当会議所管内には、土砂災害警戒区域が点在している。

平成30年7月豪雨災害では、八本松西の溝迫交差点付近で土石流により、店舗が埋まる等の被害があった。

(地震)

国の地震調査研究推進本部の地震調査委員会が公表する南海トラフ地震の長期評価によれば地震発生確率の値は時間の経過とともに高くなっており、今後30年以内にM8～M9クラスの地震が70%～80%程度の確率で発生すると予想されている。その他、安芸灘～伊予灘～豊後水道地震においては、M6.7～M7.4クラスの地震が30年以内に40%程度の確率で発生すると予測されており、注意が必要である。

(ため池)

当会議所管内は、古くから小規模なため池を水源として農業が営まれてきた。近年は、農業を担う人の高齢化や農業離れにより、水田の維持管理が難しく、ため池の管理をする人も減少

している。また、多数存在しているため池の耐震性も検証がなされていないことから、決壊のおそれのあるものが増加傾向にあり、居住者、その他の財産等の被害も想定されており、注意が必要である。

(2) 感染症

(インフルエンザ)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。人から人に持続的に感染するウイルスを病原体にするインフルエンザであって、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

2019年に中国で最初の症例が確認された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、以降、世界的に感染が拡大し、経済活動に大きな打撃を与えた。国は、新型インフルエンザ等対策措置法に規定する新型インフルエンザ等とみなし、同法に基づく緊急事態宣言を発出するほか、様々な感染症対策を講じてきたが、未だに収束の目処は立っていない。

新型コロナウイルスの感染拡大は、これまでの働き方や移動手段、日常生活などに大きな影響を与えており、密集、密接、密閉を避ける行動、外出自粛によるテレワークの拡大など、感染リスク低減の観点から、人と人との物理的距離を保つ「新しい生活様式」への対応が必要となった。

【防災関連サイト（参考資料）】

◆東広島市ハザードマップ・地震防災マップ

<https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/bosai/10/3541.html>

◆ひがしひろしまっふ

<https://www.sonicweb-asp.jp/higashihiroshima/>

◆洪水ポータルひろしま

<http://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/>

◆土砂災害ポータルひろしま

<https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>

◆広島県地震被害想定調査報告書

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/4/1181640340970.html>

◆広島県 ため池まっふ

<https://www2.wagmap.jp/pref-hiroshima/Portal>

◆東広島市 大規模盛土造成地マップ

https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/toshi/2/4_21/22981.html

【感染症関連サイト】

◆感染拡大防止特設サイト

<https://corona.go.jp/emergency/>

3 商工業者の状況

(1) 東広島商工会議所管内の商工業者数・小規模事業者数・会員数

単位 (件)

区分	平成26年度	令和2年度	対比	増減数
商工業者数	4,634	4,832	104.27%	198
小規模事業者数	3,399	3,618	106.44%	219
会員数	2,119	2,275	107.36%	156

※ 商工業者数・小規模事業者数は、経済センサス基礎調査による。

東広島商工会議所管内では、上記の表のように商工業者数は増加傾向にあり、会員数も156件増加した。

(2) 東広島商工会議所の会員数における業種別の商工業者数 (令和3年3月31日現在)

単位 (件)

業種	商工業者数	小規模事業者数
建設業	428	384
製造業	319	207
電気・ガス・熱供給・水道・情報通信業	3	0
運輸業	63	42
卸売・小売業	470	349
金融・保険業	43	19
不動産業	118	112
飲食業・宿泊業	214	202
医療・福祉	6	0
教育・学習支援	14	13
サービス業	573	475
その他	24	2
合計	2,275	1,805

4 これまでの取り組み

(1) 東広島市の取り組み

①自然災害

・地域防災計画の策定

災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) 第42条の規定に基づき、地域防災計画 (基本編・震災対策編) を策定。計画は随時、修正が行われている。

・東広島市地域強靱化計画の策定

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法 (平成25年法律第95号) 第13条の規定に基づき、令和3年3月に東広島市地域強靱化計画を策定。

・防災訓練等の実施

総合防災訓練及び災害図上訓練の実施

全国一斉Jアラート情報伝達訓練・緊急速報訓練の実施

・ハザードマップ等の作成、配布

東広島市は、ハザードマップ・地震防災マップ及び避難所一覧を作成し、各戸に配布しており、市役所危機管理課及び各支所・出張所に設置するとともに、市のホームページからもダウンロードができる。

・災害協定の締結

県内外の行政や、各種団体と災害協定を締結しており、災害時における医療救護活動や避難施設の提供、物資の調達等、官民一体で災害に対応する体制を構築している。

- ・地域防災リーダーの育成
地域防災リーダー養成講座を開講し、その育成を行っている。
- ・防災備品の備蓄
飲料水、食料、毛布などの物資を、市内各地域の防災倉庫及び指定避難所等に分散備蓄を行っている。

②感染症

- ・東広島市新型コロナウイルス等対策行動計画 平成25年6月策定
- ・ 〃 平成27年8月改訂
- ・新型コロナウイルス感染症対策本部の設置 令和2年1月31日
これまでに対策会議を55回開催（令和3年9月29日まで）
- ・事業者向けに独自の支援制度を創設
ビジネス転嫁支援事業補助金、雇用調整助成金受給サポート補助金、テナントオーナー支援事業補助金、東広島市生産性革命推進事業活用促進補助金、商店街等復興支援事業補助金、東広島市事業再構築促進サポート補助金、東広島市ビジネスチェンジ支援事業補助金、キャッシュレス決済20%キャンペーン

(2) 東広島商工会議所の取り組み

①自然災害

平成30年7月豪雨による災害復旧のための取り組み

項目	内容
平成30年度 被災地域 販路開拓支援事業 小規模事業者持続化補助金	申請期間：平成30年8月21日～平成31年4月10日 申請件数：44件 交付決定額：57,939千円
広島県中小企業グループ 施設等復旧整備補助事業 復興事業計画	東広島商工会議所復興支援グループを28事業所で構成し、広島県から復興計画の認定を受けた。その内19事業所が、個別にグループ補助金を申請し、225,751千円の交付決定を受けた。
わが社を救う！中小企業 のためのBCPセミナー	開催日：平成30年10月18日 参加企業数：20事業所
BCP策定セミナー (全3回)	開催日：令和元年7月30日、8月29日、9月6日 参加企業数：20事業所
東広島商工会議所 BCP（簡易版）	災害時の商工会議所業務を継続させるための初期対応チェックリストをまとめたBCP（簡易版）を令和2年3月に策定。

②感染症

令和2年度新型コロナウイルス感染症対策支援事業

延相談（件）

項目	内容	延相談（件）
新型コロナウイルス感染症対策支援事業（広島県の補助事業）	金融相談	58件
	労務相談	161件
	経営相談	6件
中小企業等緊急相談窓口 (東広島市と共同設置)	持続化補助金	144件
	ものづくり補助金	76件
	創業支援	26件
	IT補助金	17件
	持続化補助金・家賃給付金	5件
	その他	59件

響を軽減させるための取り組みや、損害保険の加入の必要性、支援策の活用方法を周知する。

- ・自然災害発災時の被害情報の収集を円滑に行うとともに、その被災状況を東広島市と共有するための連絡体制を構築する。
- ・自然災害発災後の事業の継続、早期復旧が図れるよう、小規模事業者のBCP及び事業継続力強化計画の策定支援を行う。

②感染症

- ・感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがないことから、「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者拡大期」）には、速やかに感染の拡大防止に対処するよう、組織内における体制、関係機関との連絡体制を構築する。

【成果目標】

単位（件）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支援対象事業者数	10	10	10	10	10
BCP・事業継続力強化計画等	5	5	5	5	5

※その他

- ・上記の内容に変更が生じた場合には、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

I 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

II 事業継続力強化支援事業の内容

自然災害発災時や感染症発生時に小規模事業者に対して、速やかに支援ができるよう、当会議所と東広島市が情報を共有しながら、以下の事業に取り組む。

< 1 事前の対策 >

(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

①自然災害

- ・巡回指導時には、ハザードマップを用いながら、訪問する事業所の立地場所の自然災害等のリスク及び影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険の内容）を紹介する。
- ・広島県が主催する「BCP策定支援事業」への参加を促す。
- ・BCPや事業継続力強化計画の策定に関しては、その成果ができるよう専門家による「個別相談会」を開催する。
- ・自然災害が発災した場合に、小規模企業振興委員（18名）から、各地区の被災状況を収集できるよう、日頃から当会議所との間で、メール等を活用した連絡体制を構築する。
- ・当会議所の所報やホームページで、国の施策情報（資金繰り、設備投資・販路開拓、経営環境の整備）の他、災害リスク対策の必要性、損害保険制度の紹介を行う。東広島市は、広報やホームページ、メルマガ等で国の施策情報等を周知する。
- ・小規模事業者に対して、地震情報・気象情報・避難情報等の防災情報を携帯電話やスマートフォンに無料で配信できる「東広島市防災情報等メール配信サービス」の登録を促す。

②感染症

- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、小規模事業者には、常に最新の正しい情報を入手し、不確かな情報に惑わされることがないように、冷静に対応するよう周知する。
- ・「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」に基づき、マスクの着用、人と人との距離の確保、3密の回避、換気の実施等の感染防止策に関する情報を周知する。
- ・換気設備の設置の他、テレワークを実現するため、IT環境の整備が促進されるよう、支援策等の情報を周知する。

(2) 当会議所の事前対策

- ・当会議所は、災害時に速やかに行動ができるよう、東広島商工会議所BCP（簡易版）の内容を職員に周知する。
- ・上記BCP（簡易版）は、感染症対策が記載されていないことから、その項目を加える。
- ・地区担当者は、担当地区の災害警戒地区をハザードマップで確認する。
- ・損害保険（自然災害・感染症）の内容についての勉強会を開催する。
- ・感染症予防に必要な衛生用品として、マスク・消毒液・パーテーション・体温計等を備えておく。

(3) 関係団体との連携

①自然災害

- ・当会議所が覚書を結んだ損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーの開催や損害保険の紹介を行う。

当会議所と覚書を締結している保険会社（4社）

東京海上日動火災保険㈱、損害保険ジャパン㈱、あいおいニッセイ同和損害保険㈱、三井住友海上保険㈱

②感染症

- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあるため、事前対策として生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償などを紹介する。

(4) フォローアップ

- ・小規模事業者が策定したBCPや事業継続力強化計画の取り組み状況を確認し、必要に応じてフォローアップする。
- ・事業継続力強化支援計画協議会（構成員：当会議所、東広島市）を年1回開催し、策定した事業継続力強化支援計画の進捗状況の確認や改善点等について協議する。

(5) 当該計画に係る訓練の実施（自然災害）

- ・自然災害が発災したと仮定し、東広島市産業振興課との連絡ルートの確認等を行う。（担当者間の携帯電話やスマートフォン等の連絡先情報の確認・訓練は必要に応じて実施する。）

< 2-1 発災後の対策（自然災害） >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で管内の被災状況を把握し、関係機関へ連絡する。

(1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後速やかに職員の安否確認を行う。
- ・職員の安否については、各課長が連絡網により確認し、事務局長・専務理事に報告する。
- ・大きな災害がある、又は、その恐れがある場合には、「東広島商工会議所BCP（簡易版）」に基づき、当会議所に災害対策本部を設置する。
- ・災害対策本部の統括は専務理事が行い、事務局長、各課長をメンバーとして構成する。なお、専務理事が事故あるときは、次位の者（事務局長、総務課長の順）が統括の職務を遂行する。
- ・当会議所再稼働の可否を判断し、その結果を職員に通知する。
- ・再稼働させる場合には、必要な業務に絞り込む。

(2) 応急対策の方針決定

- ・当会議所と東広島市との間で、被災状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・管内事業所のおおまかな被災状況（工場・店舗・事務所の被害や道路状況等）は、常に、東広島市と共有する。

【豪雨における例】

- ・職員自身が目視等によって命の危険を感じる状況が生じた場合には、出勤をさせず、まずは、職員自身が安全を確保した上で、警報の解除後に出勤させる。
- ・職員全員が被災する等により出勤ができない場合を想定し、近隣に住居を構えている職員の役割をあらかじめ決めておく。
- ・被災状況を小規模企業振興委員や事業者（会員）から収集し、当会議所と東広島市で情報共有する。

（警戒レベルと避難行動等の目安）

警戒レベル	避難行動等	避難情報等	気象情報
警戒レベル5相当	既に何らかの災害が発災している状況で、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保する。	・緊急安全確保	・大雨特別警報

警戒レベル	避難行動等	避難情報等	気象情報
警戒レベル4相当	安全な場所に速やかに避難する。	・避難指示	・土砂災害警戒情報
警戒レベル3相当	避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児当）は、安全な場所に速やかに避難する。	・高齢者等避難	・大雨警報 ・洪水警報
警戒レベル2	ハザードマップ等により、避難場所、避難経路を確認する。	—	・大雨注意報 ・洪水注意報
警戒レベル1	最新の防災気象情報に留意するなど、災害への心構えを高める。	—	・早期注意情報（警報級の可能性）

・本計画により、当会議所と東広島市は、以下の間隔で被災状況等を共有する。

発災後～2週間	1日に1回共有する	別紙 被災状況調査票	様式1-1
2週間～1ヶ月	1週間に1回共有する		様式1-2
1ヶ月以降	2週間に1回共有する	別紙 被災状況一覧表	様式2

< 2-2 発生後の対策（感染症） >

国内で感染症が流行した場合には、当会議所職員に対しての感染の対策を講じるとともに、関係機関と連携した支援体制を整える。

（1）応急対策の実施可否の確認

- ・国内で感染症の流行が確認された場合には、会議所内に消毒液やアクリル板を設置する他、換気の徹底等の対策を行う。
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、国による「緊急事態宣言」が発出された場合は、国や広島県等からの休業・時短営業などの要請内容や各種支援策の情報及び補助金等の手続きを小規模事業者に周知する。
- ・当会議所管内において感染者が発生した場合、職員に対して、密集、密接、密閉を避ける行動や、検温や消毒・手洗い・うがい等を徹底し感染予防に努める。さらに、感染者の増加が確認された場合には、分散勤務等の対策を講じる。
- ・職員に感染者が発生した場合には、保健所の指導のもと事務所の消毒を実施する。また、職員の健康状態を各課長が連絡網により確認し、事務局長・専務理事に報告する。

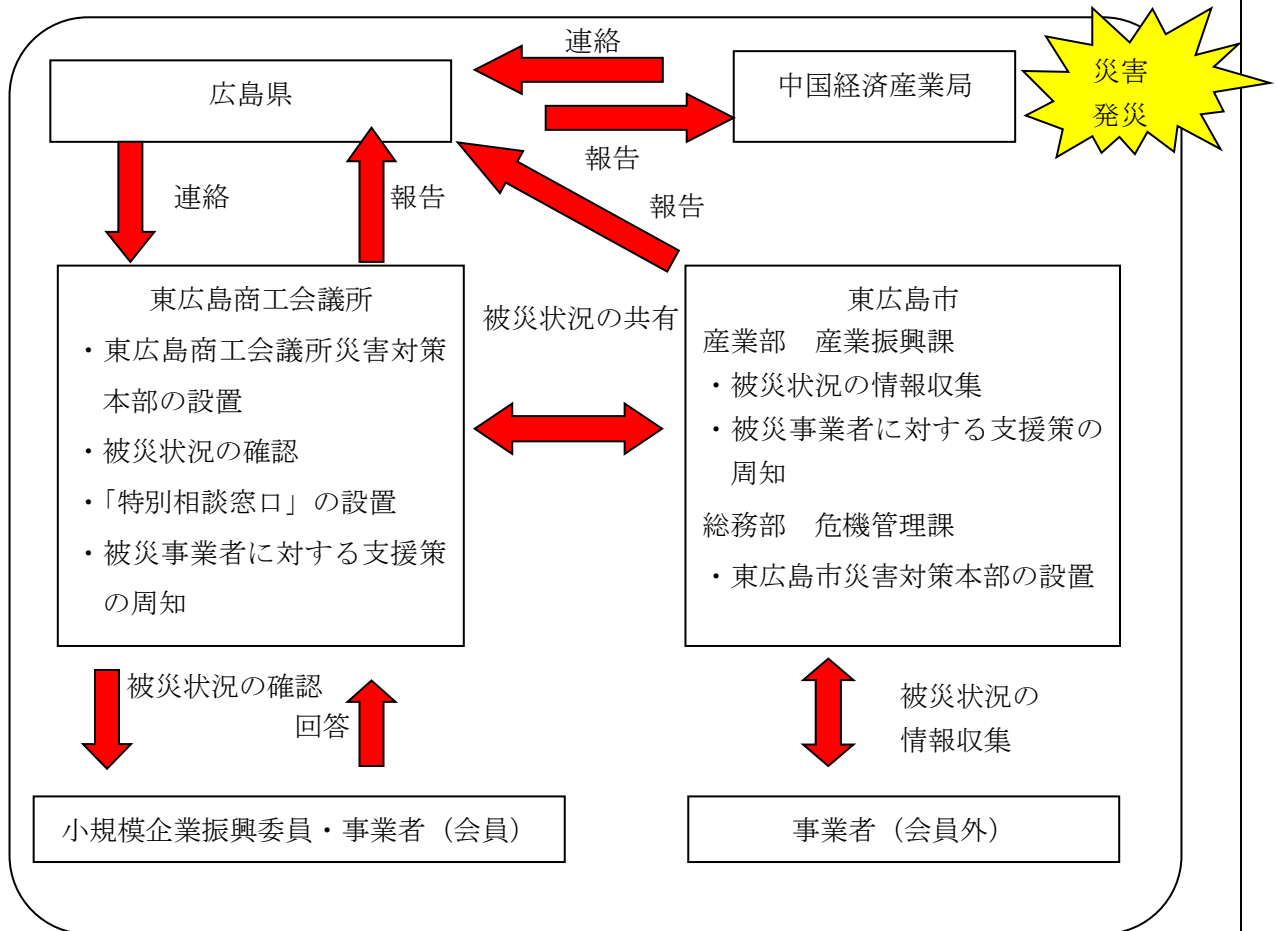
（2）応急対策の方針決定

- ・東広島市が策定した「東広島市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえて、同市が発信する感染防止策等の情報を収集し、事務局の指導業務を絞り込み、実施体制を決める。

< 3 発災時における 指示命令系統・連絡体制 >

①自然災害

- ・ 自然災害等の発災時に、管内の小規模事業者の被災状況の確認及び指揮命令を円滑に行うことができるよう、災害対策本部を設置する。
- ・ 当会議所と東広島市は被害状況や被害額（建物、設備、商品等）の算定について、被災状況調査票、被災状況一覧表（別紙様式1-1、1-2、2）にまとめ、共有する。
- ・ 当会議所と東広島市が共有した情報は、メールまたはFAXで、広島県へ報告する。



②感染症

- ・ 国内で感染症が流行した場合、国や広島県からの情報や方針に基づき、当会議所と東広島市が共有した情報を県が指定する方法により報告する。

< 4 応急対策時の管内小規模事業者に対する支援 >

①自然災害

- ・ 当会議所は、管内の災害状況に応じて、「特別相談窓口」を設置する。また、日本商工会議所（国）から、要請があった場合も同様に設置する。
- ・ 地震等で当会議所会館に被害があった場合には、安全性が確認された場所において、「特別相談窓口」を移動設置する。
- ・ 当会議所管内における小規模事業者等の被災状況を小規模企業振興委員等のネットワークを活用して、詳細を確認し、被災事業者には、応急時に有効な施策（国や広島県、東広島市等の施策）を周知する。

②感染症

- ・当会議所は、管内の感染状況に応じて、「特別相談窓口」を設置する。また、日本商工会議所（国）から、要請があった場合にも同様に設置する。
- ・感染症の拡大により、事業活動に影響がある小規模事業者に対して、国や広島県等の各種支援金・給付金や補助金、融資制度等の紹介や申請支援を行う。

< 5 管内小規模事業者に対する復興支援 >

①自然災害

- ・東広島市の方針に従って復旧・復興支援の相談体制を強化し、被災した小規模事業者に対して、支援金や補助金、融資制度等の紹介や申請支援を行う。
- ・被害規模が大きく、当会議所の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を広島県や東広島市、日本商工会議所等に相談する。

②感染症

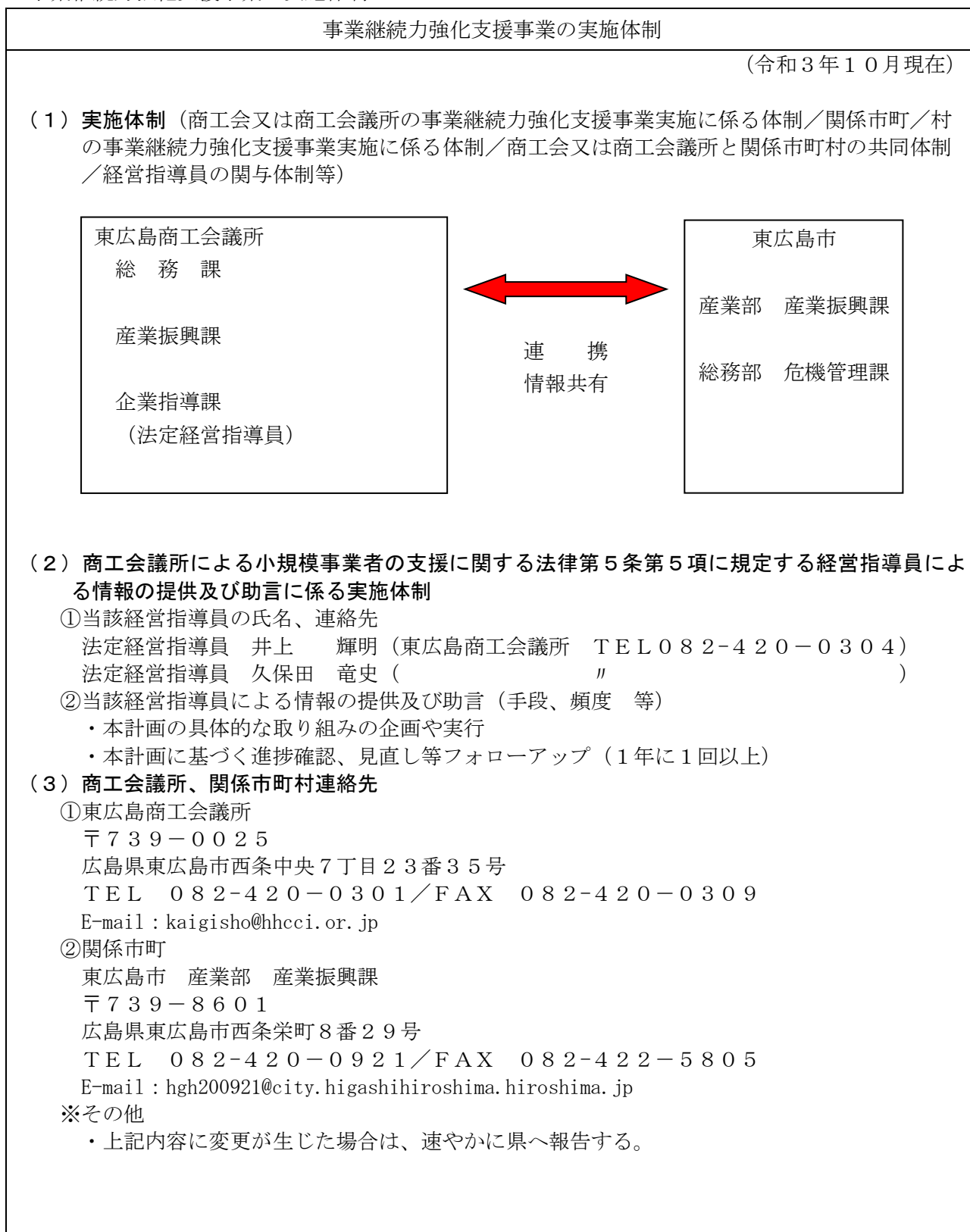
- ・小規模事業者に対し、D Xの推進など感染リスクを低減するための新しい生活様式への対応支援を行う。

※その他

- ・上記の内容に変更が生じた場合には、速やかに県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

単位(千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	330	330	330	330	330
講師謝金	231	231	231	231	231
講師旅費	11	11	11	11	11
広報費	18	18	18	18	18
消耗品費	70	70	70	70	70

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、広島県の補助金、東広島市の補助金・委託費、日本商工会議所の補助金、委託費等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

